

令和5年12月1日

申請者各位

確認検査業務手数料改定のお知らせ

今般の物価高騰等の影響を踏まえ、適正な事業運営のため、令和6年1月4日、及び4月1日から「確認検査業務手数料規程」を一部改定することとなりました。

主な改定の内容につきましては、下記をご参照ください。

記

1. 主な改定の内容について

①令和6年1月4日からの改定内容

○建築物の計画変更確認手数料

- ・算定方法の変更 ※構造強度に係る審査を受けている場合

○手数料の改定

- ・[建築物]別表第1-6、1-7、別表第2（仮使用認定）の料金改定及び面積区分の見直し
- ・[昇降機][工作物]別表3、4の料金改定

②令和6年4月1日からの改定内容

○建築物の計画変更確認手数料

- ・算定方法の変更 ※構造強度に係る審査を受けていない場合

○建築物の完了加算手数料

- ・軽微な変更（省エネ適合性判定に係る内容を除く）内容の確認の対象範囲拡大

○手数料の改定

- ・[建築物]別表第1-1（1-1-1と1-1-2の統合）～別表第1-5-2の料金改定及び面積区分の見直し

2. 新料金の適用時期について

それぞれ令和6年1月4日又は4月1日以降に各種申請及び届出を行う場合は、新料金が適用されます。

なお、現在事前審査中で「本受付」がそれぞれ令和6年1月4日又は4月1日以降になる場合にも新料金が適用されますので、ご注意ください。

以上

九州住宅保証株式会社